

第三次宜野湾市産業振興計画策定業務委託  
プロポーザル実施要領

令和5年4月

宜野湾市 産業政策課

## 1. 趣旨

この要領は、第三次宜野湾市産業振興計画策定業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により策定するために必要な事項について定めるものである。

## 2. 事業目的

本市は平成30年度に、産業振興のあるべき姿を明確にし、自立した経済基盤となる強い産業を確立することを目的に「第二次宜野湾市産業振興計画」を策定し、目指すべき産業都市像“ヒト・モノ・情報が集まる 賑わいあふれ 活気のある 自立した経済の都市”のもと、商工業、労働、観光、農水産業の各分野において育成と活性化を推進してきた。

今回、これまで本市が進めてきた各施策・指標の達成状況を踏まえ、第四次宜野湾市総合計画において産業振興に関わる基本目標として掲げられている「地域資源を活かした、活力あるまち」を目指し、本市産業振興のあるべき姿を明確にすると共に、多様な団体との連携・協働によるまちづくりを推進するため、第三次宜野湾市産業振興計画を策定する。

## 3. 概要

名 称：第三次宜野湾市産業振興計画策定業務委託

事業概要：第三次宜野湾市産業振興計画策定業務委託仕様書のとおり

事業期間：契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

契約上限額：8,730,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は、契約金額の上限を示すものであり、実際の契約金額と異なる場合がある。また、各経費については、回数等見積り条件が分かるように明記すること。

## 4. 資格要件

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、次の要件を満たす法人、または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本事業の公告日から契約締結の日までの間において宜野湾市指名競争入札参加者の氏名等に関する規定（昭和 60 年訓令第 9 号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (8) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。また、法人及び役員等がこれらの者と関係を有しないこと。

**【コンソーシアム（共同企業体）の場合】**

- ・コンソーシアムの中に幹事企業を 1 者置き、当該コンソーシアムの全ての構成員が上記（1）～（8）の要件を満たしていること。
- ・幹事企業は他のコンソーシアム及び単体企業として重複参加することは出来ない。

**5. 提出書類等**

**(1) 提出書類**

提出書類、様式	留意事項等	部数
(ア) 参加申込書【様式第 1 号】		1 部
(イ) 企画提案書	次項（2）参照	9 部
(ウ) 会社概要及び業務実績【様式第 2 号】		9 部
(エ) 事業実施体制【様式第 3 号】		9 部
(オ) 見積書（任意様式）	・積算根拠を明らかにした見積内訳書を添付すること。 ・値引き等の記載は行わないこと。	9 部 (正本 1 部、 写し 8 部)
(カ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	発行日から 3 か月以内のものに限る	1 部
(キ) 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近 2 期分）		1 部

(ク) コンソーシアム (共同企業体) 協定書【様式第4号】	コンソーシアム (共同企業体) で応募する場合のみ提出	1部
-----------------------------------	--------------------------------	----

※コンソーシアム (共同企業体) で応募する場合、(ウ) (カ) (キ) は構成員ごとに提出。

## (2) 企画提案書の作成要領

書式は日本工業規格 A 4 横書き片面刷りとし、以下の内容を記載すること。

提出一覧	留意点等
①表紙	A 4 版で作成すること。タイトル「第三次宜野湾市産業振興計画策定業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名及び代表者名を記載すること。
②企画提案内容	A 4 版片面刷りを基本とし、20 ページ以内で作成し、やむを得ず A 3 版を使用する場合は、折り込みとする。ただし、A 3 版 1 枚につき A 4 版 2 ページと換算する。
③業務行程計画	A 4 版 2 ページ以内又は A 3 版 1 ページ以内で作成し、各工程を具体的かつ詳細に記載すること。

※企画提案書の作成に係る留意点について

- (ア) 提出一覧の①から③までを順番に並べること。
- (イ) ②企画提案内容については、仕様書の業務内容について作成し、その内容の実施にあたっての取組み、手法、体制等について提案すること。また、仕様書中「4. 委託業務の概要」(1) から (4) までを順番に並べること。
- (ウ) 記載内容について、明瞭かつ具体的な記載とし専門知識を有しない者に配慮すること。
- (エ) 専門用語及び略語に関しては、初出の箇所にて定義及び説明を記述すること。
- (オ) 文字サイズは、11 ポイント以上とする。
- (カ) ページ番号を記載すること。
- (キ) 提出一覧①～③について、インデックスを付けること。
- (ク) 「仕様書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。
- (ケ) 企画提案書の提出後の訂正、修正及び再提出は、認めない。

## (3) 書類の提出について

提出方法：持参又は郵送

提出期限：令和5年5月11日（木）午後5時必着

提出先：〒901-2710

宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 市民経済部 産業政策課 商工振興係 担当：内間、池宮

TEL：（098）893-4411（内線2821、2822）

FAX：（098）893-4410

E-Mail：Shimin07@city.ginowan.okinawa.jp

※郵送で提出する場合は、配達遅延の恐れがあることを考慮して、余裕をもって発送をしてください。また、発送しましたら上記担当者まで電話またはメールにてご連絡をお願いいたします。状況に応じて、先にメールで資料提出をお願いすることがあります。

## 6. 質問方法等

本事業について質問がある場合は、質問書（様式第5号）を提出し、送信後到達確認の電話連絡をすること。

提出方法：質問書を産業政策課に E-Mail 又は FAX にて提出すること。

E-Mail：Shimin07@city.ginowan.okinawa.jp

FAX：098-893-4410

※電話又は口頭による質問は受付しない。

回答方法：市ホームページ及び E-Mail にて行う。

質問受付期間：公募開始日～令和5年4月24日（月）午後5時まで

回答日：令和5年4月28日（金）

## 7. 受託候補者の選定について

### (1) 審査方法

#### ①書類審査

企画提案等の審査については、1次審査として書類審査を実施する。

書類審査期間：提出日～5月15日（月）

※5月16日（火）までに、書類審査の可否、プレゼンテーション審査についての通知、連絡をします。

※審査期間中、提案内容について本市から照会をする場合があるため、速やかに回答できる連絡体制を整えておくようお願いいたします。

#### ②プレゼンテーション審査

書類審査通過者を対象に、第三次宜野湾市産業振興計画策定業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、2次審査としてプレゼン

テーション審査及び質疑応答を実施する。なお、審査の順番はくじにより決定する。企画提案書等の提出時に応募者が自らくじを引き、くじ番号の小さい順で実施する。

開催日（予定）：5月23日（火）

※具体的な日時は、応募者に対して個別に通知します。

※開催日は変動する場合があります。変動する場合は、5月16日頃までにお知らせいたします。

#### 【プレゼンテーション方法】

- ①企画提案書プレゼンテーションは、提案者からのプレゼンテーション、選定委員からの質疑応答を行う。
- ②提案者1者あたりの設定時間は、プレゼンテーションを15分、質疑応答を15分の合計30分程度とする。
- ③プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、総括担当者は必ず出席すること。
- ④プレゼンテーション内容は、提出された提案書に基づき行うもので、追加資料の提出及び当日の内容変更は認めない。
- ⑤パソコンやプロジェクターに表示する内容は、企画提案書そのものか、概要版程度のものとし、企画提案書の補足説明的な表示は認めない。

## (2) 審査基準

書類審査及びプレゼンテーション審査は、以下の視点で審査を行う。

評価項目	評価基準
1. 企業の経営及び実績	企業の経営基盤は健全か。 同種又は類似の業務実績があり、適切な経験及び実績を有しているか
2. 事業実施体制	事業の実施体制は適切であるか。
3. 企画提案内容	本市の現状と課題を把握し、本市産業の特性、環境や地域の特性等に視点を置いた計画策定の提案となっているか
	各種調査を実施するにあたり、調査項目や手法が的確なものか。
	事業の必要性や主旨を理解し、現実的で将来性のあるものとなっているか。

	会議の運営、パブリックコメント等事務局へのサポート内容はどうか
4. 実施スケジュール	実施スケジュールは現実的で無理のないものとなっているか。
5. その他自社の優位性に関すること	独自提案の内容は事業の目的に沿った効果的なものか
	企画提案者が市内事業者であるか
6. 見積額	見積額による審査

### (3) 選定方法

- ①各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。
- ②上記①において、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。
- ③上記②において、各委員の合計点が最も高い提案者が複数ある場合は、順位を2位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定する。以下、同数の場合はこれを準用し選定する。
- ④上記①から③にかかわらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定できない。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に文書にて通知する。なお、選定経過に関する質問には回答しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

### (5) 契約の締結について

選定委員会において選定された受託候補者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、本市と第1順位者との間で、委託契約の内容に関して合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げてその者と協議を行い、委託契約を締結する。

受託候補者との契約締結後、市ホームページにて公表する。

## 8. 提案者の失格事由

- (1) 正当な理由もなく、提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格と認めた場合

## 9. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎた提出書類の変更、差替えは認めない。
- (4) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は測量法に定めるもの、通貨単位は円を使用すること。
- (5) 本要領に基づき提出される企画提案書等書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、市は、提出される書類を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし、審査対象から除外する。
- (7) 提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。

### ◇選定スケジュール（予定）

日付	項目
4月24日（月）	質問書受付期限
4月28日（金）	質問書に対する回答
5月11日（木）	書類提出期限
5月23日（火）	プレゼンテーション
5月24日（水）	選定結果通知
6月1日（木）	委託契約締結（事業開始）
6月7日（水）	選定結果の公表